

報道各位

新潟市環境対策課
新潟市保健所環境衛生課

中央区附船町1丁目地内における土壤汚染について（お知らせ）

中央区附船町1丁目地内の事業場敷地で、事業者が実施した土壤調査（土壤汚染対策法第4条第3項に規定するもの。）の結果、有害物質である鉛が基準値を超えて検出された旨、令和4年7月25日付けで新潟市環境対策課に報告がありました。

調査結果の概要及び対応は次のとおりです。

記

1 概要

- 調査地点：新潟市中央区附船町1丁目地内
- 報告日：令和4年7月25日
- 基準値超過状況

○土壤溶出量

有害物質の種類	調査結果	基準値
鉛	0.011～0.073 mg/L	0.01 mg/L 以下

2 対応

- 周辺の井戸の設置状況を確認の上、地下水調査を実施し、周辺における汚染の状況を確認します。
- 地下水を飲用している方がいる場合には、飲用しないよう指導します。

(参考)

○土壤溶出量基準

地下水等経由の摂取リスク（土壤に含まれる有害物質が地下水に溶け出して、その有害物質を含んだ地下水を飲んで口にすることによるリスク）を考慮した基準。

○鉛

- 健康への影響：疲労、頭痛、関節痛、胃腸障害、中枢神経障害、末梢神経障害を及ぼすといわれている。
- 用途：鉛蓄電池、ハンダ、合金原料、電線被覆、顔料、銃弾、プラスチック安定化剤等。

本件についてのお問合せ先

【全般について】

新潟市環境対策課水環境グループ (直通) 025-226-1371

【飲用井戸関係について】

新潟市保健所環境衛生課環境衛生係 (直通) 025-212-8266